

## 第 1 条 J A信州諏訪ポイントサービスとは

J A信州諏訪ポイントサービスとは、J A信州諏訪（以下「当 J A」という）が地域の皆さんに愛される組織であり続けるために、当 J Aの総合性を活かす一つ的手段として「組合員メリットの明確化と創出による満足度の向上」と「協同活動を通じた新たな仲間づくり」をめざして行うサービスであり、別に定める【[J A信州諏訪ポイントサービス利用ポイント付与基準表](#)】（以下「付与基準表」という）により、ポイント会員（以下「会員」という）の利用状況に応じて、当 J Aがポイントを発行する仕組みをいう。

## 第 2 条 会員資格

当 J Aの組合員、及び本規約を承認したうえで入会の申し込みをし、当 J Aが承諾した者とします。

## 第 3 条 入会方法

当 J Aの組合員は本人の希望により入会を拒否する場合を除き全員を会員とします。組合員以外の方で入会を希望する場合は、所定の入会申込書に必要事項（ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号等）をすべて記入いただき、ご本人が申し込みをする事とします。

また当 J Aの「反社会的勢力への対応に関する基本方針」により、暴力団員等（別表①第 1 項に規定する暴力団員等をいう。）及び別表第 2 項各号の一に該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないこと、自ら又は第三者を利用して、別表②第 1 項第 1 号から第 7 号までの一に該当する行為を行わないことの表明・確約を申し受けます。

## 第 4 条 入会金、年会費

年会費は無料ですが、当 J Aの組合員以外の方が会員として入会する場合は、入会金として初年度のみ 10,000 円を申し受けます。なお、入会金は入会後に当 J Aの組合員になった場合、また会員を脱会した場合でも返還致しません。

## 第 5 条 J A信州諏訪の組合員加入

会員入会と同時に当 J Aの組合員に加入する場合は、出資金 1,000 円（1 口）以上を申し受けます。

なお、第 4 条の入会金をご不要です。

## 第 6 条 会員カードの発行

- (1) 当 J Aの組合員の会員カード発行申し込み、及び組合員以外の方の入会申し込み後、会員カードを会員証として会員 1 名につき 1 枚発行いたします。
- (2) 会員が 2 枚以上の会員カードを所有することはできません。
- (3) 会員カードは、ご本人のみが利用いただけます。
- (4) 会員カードは、ご本人以外の方に譲渡、貸与することはできません。

## 第 7 条 会員カードの利用

- (1) 会員カードは、J A信州諏訪が指定する店舗（以下、「J A各店舗」という）でご利用いただけます。
- (2) 会員はご利用の際、係員に会員カードを提示していただく事とします。カードの提示がない場合は、ポイントサービスが受けられない場合がありますのでご注意ください。

## 第 8 条 会員特典

- (1) J A各店舗での利用の際、またご利用実績に応じてポイントが積み立てられます。なお詳細は「付与基準表」をご覧ください。
- (2) 会員特典はご本人のみご利用いただけます。

## 第9条 累積ポイントの利用方法

- (1) 1ポイント=1円、最低還元ポイントを100ポイントとし、年度末時点での残高が100ポイント単位で会員の口座へキャッシュバックされます。交換されたポイントは積み立てポイントから自動的に差し引かれます。
- (2) ポイント使用により発生する利子所得税は、会員負担（ポイントより充当）とします。

## 第10条 ポイントの付与と有効期限

- (1) ポイントは会員が利用した金額等により、当JAが定める「付与基準表」に基づいて計算を行った日に付与されます。
- (2) ポイントの対象となるお取引について、取り消し・解約・返品等された場合には、原則その金額に見合うポイントは次回付与計算時に減算させていただきます。
- (3) ポイントの有効期限は、ポイントが付与された日が属する当JAの事業年度から起算して3年度目の事業年度末（毎年2月末日）までとなります。

## 第11条 届出事項の変更

会員の住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更がございましたら、すみやかに最寄りの当JA各支所へお申し出下さい。お申し出がない場合には、ご連絡・通知が届かずに特典を受けられない場合がございます。

## 第12条 会員カードの紛失・盗難・破損による再発行

- (1) 会員カードの紛失・盗難その他の事由により他人に使用された場合の損失は会員の負担になりますので、会員カードの管理には十分ご注意ください。
- (2) 会員カードを紛失・盗難・破損した場合は、すみやかにお問い合わせ先（最寄りの当JA各店舗）にお申し出の上、再発行の手続きをして下さい。

## 第13条 退会

会員の都合により退会される場合は、最寄りの当JA各支所へお申し出下さい。

## 第14条 ポイント利用資格の喪失と自動退会

会員カードのご利用に際して、不正があった場合は、ポイント利用資格を喪失します。また会員が別表②第1項第1号から第5号までの一に該当する行為を行った場合も同様にポイント利用資格を喪失します。これらによりポイント機能は停止となることとそれまでに積み立てられたポイントは無効になり、会員は自動退会となります。なお、当JAの組合員である会員が組合員の脱退手続を行った場合も自動退会となります。

## 第15条 本規約の追加・変更

会員規約並びにポイントの付与基準は、諸事情により随時変更される場合がございますのでご了承下さい。なお、最新の会員規約並びにポイントの付与基準につきましては、末尾のお問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

## 第16条 個人情報の収集・保有・利用

- (1) 会員は当JAが入会後の会員管理及びポイントサービスの提供を含む当JA各事業サービスの履行のため、以下の情報に保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。
  - ① 住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、他所定の申込書に記入・申告された事項。
  - ② 利用実績、利用明細、お問い合わせ内容等。
- (2) 会員は当JAが各店舗におけるポイントサービス利用情報を下記の目的のために利用することに同意します。
  - ① 当JAの信用・共済・購買・販売・加工利用事業等実施事業における市場調査、商品開発。
  - ② 当JAの実施事業における宣伝物・印刷物の送付等営業案内。

- ③ 当 J A の実施事業におけるアフターサービスの提供。
  - ④ 第三者への営業アドバイスに利用するための個人認識ができない程度の統計的情報を作成すること。
- (3) 当 J A が行う事業の詳細については、下記ホームページにて確認いただけます。  
ホームページ (URL) <http://www.ja-suwa.iijan.or.jp/>
- (4) 会員は、当 J A が本規約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

別表①

第 1 項	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
第 2 項	次の各号の一に該当する者
(1)	暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
(2)	暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(3)	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
(4)	暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
(5)	役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

別表②

第 1 項	加入時に申し受けた表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
2.	当 J A の事業を妨げる行為をしたとき (第三者を利用してしたときを含む。以下本項各号において同じ)
3.	法令、法令に基づいてする行政庁の処分、その他故意又は重大な過失により当 J A の信用を失わせるような行為をしたとき。
4.	暴力的な要求行為をしたとき。
5.	法的な責任を越えた不当な要求行為をしたとき。
6.	利用に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
7.	その他前各号に準ずる行為をしたとき。

【 J A 信州諏訪ポイントサービスに関するお問い合わせ先】

J A 信州諏訪 管理部

住所：〒391-8578 長野県諏訪市大字四賀字広瀬橋通 7841 番

電話：0266-57-8000

ファックス：0266-57-7600